

香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第12号

香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
香芝市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成6年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

西真美地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された令和5年4月10日香芝市告示第67号に定める大和都市計画西真美地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

西真美地区整備計画区域	全区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものに限る。) 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 6 学校、図書館その他これらに類するも			500 平方メートル	中和幹線に面する部分については、道路境界線から1.5メートル以上の距離があること。その他の道路に面する部分については、道路境界線から1メートル以上の距離があること。		
-------------	----	---	--	--	---------------	--	--	--

	<p>の</p> <p>7 神社、寺院、教会 その他これらに類するもの</p> <p>8 ホテル又は旅館</p> <p>9 自動車教習所</p> <p>10 集会場</p> <p>11 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場そ の他これらに類する もの</p> <p>12 カラオケボック スその他これに類す るもの</p> <p>13 畜舎。ただし、 ペットショップは除 く。</p> <p>14 風俗営業等の規 制及び業務の適正化 等に関する法律第2 条第5項に規定する 性風俗関連特殊営業 の用に供するもの</p>						
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。